

答 申

第1 審査会の結論

障害程度区分判定等試行事業（以下「本件試行事業」という。）に係る別表1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を非公開とした決定について、一部を非公開としたことは妥当であるが、別表2の「公開すべき部分」欄に掲げる部分については公開すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成18年1月10日に行った「本件試行事業に係る文書のうち、医師意見書で自閉症と診断された人の分、厚生労働省へ送付した電子データ」の公開を求める請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）を取り消し、その公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

(1) 個人識別性

文書 に関し、当該文書から個人の氏名、住所、生年月日、直接的な身体特徴を除いた部分は、自閉症としての行動特徴であり、札幌市に在住する自閉症者が多いことから、かかる部分を一部公開しても調査対象者である特定個人の識別には至らない。

本件試行事業を実施した他都市では、文書 と同種内容の文書を一部公開決定しているが、これは、文書 と一般の診療記録とを区別して考えているからであるといえる。

(2) 権利利益の侵害

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報」について、そのような情報であるとするにもかかわらず諮問庁はこれを民間機関に提出していること、他都市に同様の請求を行ったところ、当該他都市では、札幌市の条例と同じような規定を持ちながら文書 を一部公開、文書 を全部公開とした例が多いことなどから、諮問庁は、個人の権利利益の侵害が生じる可能性の程度を具体的に明確にする必要がある。

また、諮問庁は、「本人」「近隣（親族等）の人」であれば特定の個人を識別することができると主張しているが、地域を特定する情報を非公開にすれば、特定の個人の権利利益が侵害されるおそれはなく、「近隣の人」が個人を特定することができ、公開されることに苦痛を感じるとすれば、それは、記載内容と記載方法に問題がある。

(3) 公にされることの必要性

厚生労働省の速報によれば、本件試行事業において、障害程度認定のプログラムにより非該当と判定された精神障がい者、知的障がい者が多数出た。また、自治体職員の障がいに対する理解が低いこと、知的障がい者の主治医確保が困難であることも明らかになった。

障害区分判定事業は、障がい者の生活、健康に直接関係し、その生活に影響を与えるものであるから、障がい者にとって、本件対象文書は、公開が予定され、公開することが必要とされる情報である。諮問庁は、本件試行事業の研究成果を公表し、障がい者と行政とで障害程度区分認定プログラムに係る問題点を共有すべきであり、また、そうすることが本件試行事業を実施した行政の責任である。

これを公開しないとする原決定は、障がい者施策を実施する行政に対する障がい者の信頼を損なう対応であり、また、自立支援法の趣旨にも反するものである。特に文書を公開しないことは、医師意見書の有効性に関する議論の機会を奪うものだ。

障がい者が本件試行事業の調査に協力したのは、適切な施策を構築してもらいたいという思いがあるからであり、当該障がい者は、個人識別情報を除けば、必要な支援の内容と量を理解してもらうため、本件対象文書を公開することを了解すると考える。

(4) 結論

本件対象文書は、上記のとおり条例第7条第1号ただし書イに該当することから、氏名、生年月日、住所、入所施設名等の直接的な個人情報を除き、公開されるべきである。

第3 諮問庁の説明要旨

1 対象文書

(1) 記載内容

文書 は、本件試行事業に協力した障がいのある方（以下「対象者」という。）のうち自閉症と診断された方の障がいについて、主治医による医学的状态を記載した文書である。

文書 は、対象者の支援費サービスの利用状況、外出の頻度、社会活動の参加状況、過去の入所・入院歴等が記載されたものである。

文書 は、文書 を含む医師意見書の内容を表形式に転載したものである。

文書 は、対象者の日常生活能力や障がい特性上の困難点に関する詳細な記述である。

文書 は、対象者の身体や介護の状況、外出の頻度、病状等と、これらに基づき算出した要介護度が記載されている。

文書 は、障害程度区分の審査及び二次判定を行った本市の市町村審査会（以下「判定審査会」という。）による判定結果である障害程度区分と当該程度区分になった理由の表であり、また、文書 は対象者に考えられるサービスを想定した表であるが、いずれにも判断根拠として、文書 又は文書 の内容が記載されている。

文書 は、判定審査会における審査において困難を感じたケースを抽出した記載となっているが、障がい名、その他合併する病名等が記載されている。

(2) 補足

文書 に関して、本市では、医師意見書について、判定審査会提出用及び厚生労働省提出用として、あらかじめ対象者に係る氏名、生年月日、住所、連絡先、医師氏名、医療機関名、医療機関所在地、医療機関電話番号・ファックス番号、通所施設名を黒塗りにした。本件対象文書である文書 は、請求趣旨からこれと同一のものを特定したものであり、したがって、原本において、これら一部の記載が黒く塗られている。

文書 から文書 までは、対象者29名について通し番号によりデータが整理されており、特に文書 、文書 、文書 及び文書 は、それぞれ対象者全員を当該通し番号で同じ並び順とした一覧表であるなど、全体を通して一つのデータとなっている。

2 非公開情報該当性

(1) 条例第7条第1号該当性

文書 は、障がいという一般に日常生活で経験する範ちゅうを超えた重篤な傷病や心身の状態と、これに対する医療や介護に関する情報が全体にわたり記載されたものである。

また、文書 から文書 までについても、氏名等の直接個人を識別できる記述以外の部分は、障がいによる心身の状態やそのことに伴う日常生活の状況、本件試行事業により判定された要介護度の程度など、一般に人に知られたくない特定個人の障がいの状態、日常生活の状況及び必要とされる介護の程度に関する具体的な記述である。

これらの情報は、人に知られたくない度合いが特に強い内面的、身体的な状態を示す性質のものであり、こうした情報が公にされることになれば、対象者本人やその家族等に不快感や不安感等の精神的な苦痛を及ぼすことが想定される。

したがって、当該情報は、たとえ特定の個人が識別されなくても、公にされることにより、なお当該個人の権利利益を害する情報と認められることから、条例第7条第1号本文に該当し、かつ例外的に公開できる情報を定めた同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

なお、本件試行事業の調査対象者は29名、さらに文書 の該当者は2名と少数であり、障がい名や疾病名だけでも、調査対象者である本人や家族には本人の情報が分かる可能性が高い。

(2) 条例第7条第5号才該当性

本件試行事業に係る調査は、調査対象者に対して、「本研究は、障害程度を適切に判断するための尺度開発を目的としたものであること」、「個人情報 は 厳重に管理され、外部に漏れることは一切ないこと」を説明した上で協力を得ている。

また、障がい者やその団体の中には、自らの障がいに関することについて、個人の識別性の有無にかかわらず、公にされることに対して強い抵抗感を持つ方たちもいる。

これらのことから、当該調査によって得た情報がその取得目的を超えて外部に提供された場合、対象者やその家族はもとより、障がいのある方全体に、外部への情報提供が行われたことに対する不信感を与え、今後、障害区分認定制度に対する理解と協力ばかりでなく、障がい福祉施策を進める上での調査研究においても、同様の不信感から、協力が得にくくなるなど業務の遂行に著しい支障が生じることが想定される。

3 結 論

以上のとおり、本件非公開部分のすべてが条例第7条第1号及び同条第5号才に規定

する非公開情報に該当すると認められることから、原決定を維持することが妥当である
と考える。

第4 審査会の判断

1 本件試行事業等

(1) 本件試行事業

本件試行事業である「障害程度区分判定等試行事業」は、障害者自立支援法（平成
17年法律第123号）の施行により新しく導入される障害程度区分の開発のほか、
支給決定手続における実務上の課題を把握することを目的として、厚生労働省で定め
た「障害程度区分判定等試行事業実施要綱」に基づき実施されたものである。当該試
行事業は、厚生労働省の協力要請に基づき、本市を含む全国60市町村において同一
の事業が実施され、諮問庁が行った本件試行事業の結果は、厚生労働省に送付された。

本件試行事業のうち本件請求に関するものは、諮問庁職員等による認定調査員の対
象者への聴き取り調査である障害程度区分認定調査、当該調査の結果と対象者に係る
医師意見書をもとに判定審査会が行った障害程度区分に係る審査及び判定等である。

(2) 本件対象文書

本件対象文書は、本件試行事業の実施により作成され、厚生労働省に写しが送付さ
れた文書のうち、諮問庁が原決定において全部公開した「報告5-1 認定調査及び
審査会の運営」を除く、計8件の文書である。

これを本件試行事業の進行段階ごとに整理すると、次のとおりである。

ア 概況調査関係

障害程度区分認定調査のうち一方の概況調査は、対象者の福祉サービス受給状況、
家族状況、住居環境等についての調査であり、文書 は対象者全員の当該調査結果
を記載した一覧表である。

イ 基礎調査関係

障害程度区分認定調査の他方である基礎調査は、障害程度区分判定に必要な対象
者の心身の状況に係る106項目の調査である。

文書 は、基礎調査の項目に関して、認定調査員が判定審査会の審査に資する目
的で書き留めた特記事項である。

また、文書 は、基礎調査の結果を厚生労働省より配布された判定ソフトに入力
することにより作成された文書であり、障害程度区分の一次判定、基礎調査結果の
うち一定の項目に係るものについての表示又は点数等が記載されている。

ウ 医師意見書関係

医師意見書に関し、文書 は、対象者のうち自閉症と診断された対象者に係る医
師意見書であり、また文書 は、医師意見書の記載事項について対象者全員分を一
表に整理した文書である。

エ 判定審査会関係

判定審査会による審査及び判定に関し、文書 は、当該審査会による障害程度区
分の二次判定が、文書 には、対象者に対して想定されるサービスの内容が記載さ
れている。

また、文書 は、判定審査会が行った審査及び判定に係る作業に関して気づいた

問題点等を記した文書である。

本件対象文書は、諮問庁の主張するとおり、文書 から文書 までは、その通し番号及び一覧表における並び順により、対象者ごとに相互参照することが可能である。このことから、本件対象文書の公開非公開の判断にあたっては、文書 から文書 までを一体のものとしてとらえる必要がある。

当審査会としては、このことに留意しつつ、本件諮問事案の条例第7条第1号及び第5号才該当性について、以下、検討する。

2 条例第7条第1号該当性

本件対象文書に記載された情報は、障がいを持つ特定個人の心身、生活状況等、それらに基づく障害程度区分判定等についての情報であり、全体として条例第7条第1号に該当すると認められる。

条例第8条第2項の規定により、条例第7条第1号に該当する情報が記載されている場合には、当該情報について、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは」、当該部分を除いて公開することとされている。

このことから、条例第8条第2項の規定に基づく一部公開が可能であるかについて、以下のとおり検討する。

(1) 条例第7条第1号柱書き前段該当性

ア 基本的な考え方

個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報は、非公開条項である条例第7条第1号柱書き前段の規定に該当するものである。その該当性の判断には、他の情報と照合することによって、特定の個人を識別できる場合を含むものであるが、当該他の情報とは、基本的に、一般の第三者が通常入手することができる範囲のものをいう。

イ 各文書共通

本件対象文書の各文書に共通の事項として、通し番号、報告番号、障害種別（以下これらを「データ管理項目」という。）が記載されている。このうち、報告番号については、特定の個人を識別できる情報であるから、条例第7条第1号に該当すると認められ、非公開とすることが妥当である。

また、対象者の生年月日、年齢、性別についても、同様の理由により、非公開とすることが妥当である。

(2) 条例第7条第1号柱書き後段該当性その1

ア 基本的な考え方

一般の第三者が通常入手し得る他の情報と照合することによっては、特定個人を識別することができない場合であっても、特定の個人と特別の関係にある者が、その知り又は知り得る特別の情報と照合することによって、当該個人を識別することができる場合がある。この場合において、「特定の個人を識別することとなる記述等の部分」以外の情報を公にすると、当該特別の関係にある者にこれまで知られていなかった情報が明らかにされ、そのことによって、当該個人の権利利益を害す

るおそれがあるときは、当該特別の関係にある者が特定個人を識別することができることとなる情報は、条例第7条第1号柱書き後段に該当するものとして、これを非公開とすることが妥当である。

イ 文書

文書 は、上記1(2)でみたとおり、対象者の生活状況に係る聴き取り調査の結果である。その内容は、福祉サービスの利用状況、日中の活動内容、過去の施設入所・入院の履歴、日常行動の特記事項等、生活状況全般にわたるものであり、記載方法は、調査項目の多くにおいて、該当する枝番を選択するという形式ではなく、個々の対象者の状況を書き記したものである。

そのため、文書 を公にした場合、上記(1)イにおいて非公開が妥当であるとした情報を除いた部分の情報から、ホームヘルパー、通所福祉施設職員等当該対象者を知る一定範囲の関係者(以下「関係者」という。)には、当該対象者を特定することができると考えられる。

そして、文書 から文書 までは、通し番号及び一覧表の並び順により、一体の文書として参照することが可能であることから、上記の場合、例えば文書 に記載された障害程度区分の判定結果等、これまで知られていなかった対象者の機微にわたる情報が関係者に明らかになることとなり、対象者の権利利益が害されるおそれがある。

このことから、次の項目については、関係者には対象者個人を識別することができることとなる情報であり、これらを公にすることにより、対象者個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号に該当すると認められるので、非公開とすることが妥当である。

ア)「 現在受けているサービスの状況」中、以下を除く項目

「ホームヘルプ利用時間数合計時間数」、「介護保険の訪問介護」、「生活保護の他人介護料」

なお、ホームヘルプ利用時間の合計時間数の内訳である「身体介護」、「家事援助」、「移動介護」及び「日常生活支援」の各利用時間数は、その中には全市で数十人程度の利用者しかいないものもあり、これらの組合せによっては、該当する利用者の人数がさらに限定されることから、関係者には、対象者個人を識別される可能性を否定できない情報である。

イ) 同上、「デイサービス、ショートステイ等その他のサービス」の各項目

ウ)「 地域生活関連」中、「社会活動の参加状況」

エ) 同上、「過去の入所あり」及び「入所期間その1」並びに「過去の入院歴あり」、「入院期間その1」及び「入院期間その2」に係る項目

オ)「 就労関連」中、「その他の()」

カ)「 日中活動関連」中、「その他の()」

キ)「 介護者関連」中、「健康状態等特筆すべきこと」

ク) 、 、 及び 中、「その他勘案事項」並びに「 その他勘案すべき事項」

上記のうち、ア)及びエ)は、空欄を公にした場合、非公開部分と合わせて、各対象者について当該調査項目に該当する事実があるかどうかを明らかにすることとなり、そのことにより関係者には対象者個人を識別されるおそれを否定できないので、空欄である場合を含めて非公開とすることが妥当である。

ウ 文書 及び文書 中、調査年月日等

文書 及び文書 には、当該文書の作成日等の年月日が記載されている。また、文書 中、意見書作成回数は、当該文書を作成した医師が当該対象者に係る医師意見書を作成した回数についての情報である。

まず、文書 中、記入日、最終診療日及び意見書作成回数は、これを公にした場合、当該文書を作成した医療施設の者には対象者個人を特定され得る情報である。しかし、これらの者は、文書 の記載内容を既に知り得る者であるから、文書 を当該文書以外の本件対象文書と相互に参照できない形で公にしても、対象者個人の権利利益を害するおそれはないので、公開することが妥当である。

また、文書 中、当該文書作成年月日、判定審査会による審査年月日については、これを公にしても、関係者が対象者を特定するおそれはないので、条例第7条第1号には該当せず、公開することが妥当である。

これに対して、文書 中、調査年月日の記載は、基礎調査を行った日を特定させる情報であり、関係者の中には、対象者が当該調査を受けた日を知っている者や、当該調査を実施したときにその場にいた者が存在することも想定されるので、当該情報を公にした場合、上記イと同じ理由により、対象者個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第1号に該当し、非公開とすることが妥当である。

文書 及び文書 中、これら以外の情報については、以下(3)ウ及びエで検討する。

(3) 条例第7条第1号柱書き後段該当性その2

ア 基本的な考え方

個人の生命・身体・健康に直接かかわる情報は、個人に関する情報の中でもとりわけ機微にわたる情報である。かかる情報の非公開情報妥当性については、条例第7条第1号柱書き後段の規定により、特定個人の識別性がない場合であっても、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる」情報の該当性についても検討する必要がある。

その判断基準について、札幌市情報公開審査会は、答申第37号において、個人の症状、病状等に関する情報を例として、次の3点を満たす場合としている。

）個人の人格と密接にかかわる情報であること、（ ）人に知られたくない度合いが特に強い内面的、身体的な状態を示す性質の情報であること（以下「要件（ ）」という。）（ ）本人又はその家族には、当人の情報であることが分かること。

このうち、要件（ ）該当性は、例えば、医療施設で医療措置が不可欠な症状のようにその重篤性が一般的にもうかがい知れる症状等についての情報であって、これを公にした場合に、第三者から注視の対象とされたり、興味本位に取りざたされたりする事態が生じる可能性が想定されるような詳細又は具体的な情報であることをもって判断されるものである。

これを本件対象文書について言えば、障がいの程度の軽重や生活における支障の大小などにかかわらず、障がいやそのことに起因する生活状況を詳細又は具体的に示すことになる情報を言うものであると解せられる。

当審査会においても、本件対象文書について上記の考え方を踏襲することに特段

の問題はないと認められる。この判断基準に基づいて本件対象文書を見ると、障がいの内容、程度、障がいに起因する行動や生活の状況に係る情報が、)及び)に該当することは明らかである。次に、各文書の記載のうち、要件)該当性について以下、検討する。

イ 文書

文書)には、データ管理項目のほかに、記号欄、特記事項が記載されている。

まず、記号欄は、基礎調査の調査項目のうち調査員が特記事項として書き留めた項目の該当する番号が記載されているが、これは、特記事項があるとする調査員の判断を示す情報に過ぎず、当該情報から対象者がどのような障がいを持ち、またどのような生活状態にあるかについて具体的に明らかになるものではなく、また、本件対象文書の他の文書と相互参照したとしても、そのことを推測させるものではない。よって、記号欄は、要件)には該当せず、公にすることが妥当である。

一方、特記事項の内容は、その記述だけでは直接の障がいの内容や程度を示す情報であるとまでは言えないものの中には散見される。しかし、上段のとおり記号欄を公にするとした場合、厚生労働省のホームページ等で公にされている基礎調査の質問項目の対応するものと特記事項とを照らし合わせることができ、その場合、対象者の障がいの内容や程度、行動、生活状態を詳細かつ具体的に明らかになる。よって、特記事項は、そのすべてが要件)に該当すると認められるので、非公開とすることが妥当である。

ウ 文書 (調査年月日等を除く)

文書)には、管理データ項目等上で見た情報のほか、ア)一次判定結果、イ)要介護認定等基準時間、ウ)要介護認定等基準時間の行為の区分ごとの時間、エ)警告コード、オ)調査項目の名称、カ)調査結果、キ)一次判定結果に反映していない調査項目に係る点数、ク)中間評価項目得点表が記載されている。

このうち、ア)、イ)は、当該情報だけからは、直接に具体の障がいの内容等が推測されないため、個人が識別されない上でこれを公にしても当該個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、オ)は、厚生労働省のホームページで公開されていることもあり、公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。このことから、ア)、イ)及びオ)は要件)に該当せず、公開とすることが妥当である。

一方、エ)は、特定の調査項目の組み合わせが極めて稀な場合に記載される欄であり、その表示番号によって対象者の障がいの内容や問題行動の有無を推認させる場合があり、カ)、キ)、ク)については、対象者の障がいの内容、程度及びそのことに起因する生活状況を直接かつ具体的に示す情報である。このことから、これらの情報は、いずれも要件)に該当すると認められるので、非公開とすることが妥当である。

エ 文書 (調査年月日等を除く)及び文書

文書)の記載事項のうち、診療科は、請求内容から推測され得る情報であり、またこれを公にしても、対象者の障がいについて、具体的に推認させるものではないので、要件)には該当せず、公にすることが妥当である。当該文書をサービス利用

計画作成の際に利用されることについての当該医師の同意を表す欄も、前文後段と同じ理由により、要件)には該当せず、公にすることが妥当である。

その他の記載である傷病に関する意見である診断名や治療内容等、特別な医療の内容、心身の状態に関する意見である問題行動や精神・神経症状の有無とその内容、身体の状態である四肢欠損、麻痺等、介護に関する意見、その他精神障害の機能評価等の記述については、対象者の障がいの内容、程度を直接かつ具体的に示す情報であり、要件)に該当すると認められ、非公開とすることが妥当である。

次に、文書 中、データ管理用項目以外の部分は、医師意見書の記載内容を項目ごとに一表としたものであるから、空欄である場合を含めて、文書 の場合と同様に、そのすべてが要件)に該当すると認められるので非公開とすることが妥当である。

文書 及び文書 の非公開部分は前段及び上記(1)並びに(2)のとおりではあるが、このうち文書 について、非公開が妥当とした情報を除いた部分は、データ管理項目中公開が妥当とした通し番号と障害種別だけとなり、当該文書を公にすることにより明らかになるのは、当該文書が作成・保有されているという事実のみである。このことから、本件対象文書の他の文書と相互参照できることを踏まえても、文書 を公にすることが、本件請求の趣旨を満たすとは考え難い。

したがって、文書 は、条例第8条第2項の規定に基づく一部公開の余地はない。

オ 文書

文書 中、審査時間は、判定審査会が審査に要した時間を示す情報と認められ、対象者の障がいに係る情報とはいえ、また、二次判定結果、一次判定から二次判定への変更の有無、変更コードは、上記ウにおける一次判定結果と同様の理由により、いずれも要件)には該当せず、公開とすることが妥当である。

また、変更の理由欄は、判定審査会が、その二次判定においてコンピュータソフトによる一次判定を変更した場合に、その理由を説明する欄であるが、当該欄の記述は、その性質上、一文全体にわたり対象者の障がいを具体的又は詳細に述べたものとまではいえない。このことから、変更の理由欄のうち「特記事項」又は「医師意見書」の文字に続く「 」内の文言については、対象者の具体的障がいの内容や問題行動等を記述した情報であり、要件)に該当すると認められるので、非公開とすることが妥当であるが、それら以外の部分は公開とすることが妥当である。

これら以外の記載であるデータ管理項目及び一次判定結果については、上で見たとおりである。

カ 文書

文書 には、上で見た情報のほか、各対象者に対するサービス提供について想定されるかの有無及びその判断の理由が記載されている。

このうち、サービスの想定の有無は、該当する欄に丸印が記入されているものであり、これを公にしても、特に対象者の障がいを具体的に推認させるものではないので、要件)には該当せず、公にすることが妥当である。

一方、当該判定の理由欄は、対象者の障がい又は生活に係る状況、このことに対する判定審査会の評価又はこのことを踏まえた当該対象者の自立支援のための判断が記載されている。これらの情報は、いずれも当該個人の障がいや生活状態の内

容を直接示す情報であり、要件) に該当すると認められるので非公開とすることが妥当である。

キ 文書

文書 には、データ管理項目のほか、審議で気づいた点の欄に、対象者6名に対する判定作業に係る判定審査会の所見が述べられている。

当該欄の記述は、判定審査会が、本件試行事業に係る審査や判定作業を通して気づいた運営に係る問題点等について指摘したものであり、対象者の障がいや生活状態を直接述べたものではなく、また、それらのことに係る評価や判断についての記述でもない。

したがって、当該審議で気づいた点の記載にあたり、その根拠や理由を示すため触れられている対象者の障がい又は症状の名称、介護者を特定できる文言の部分については、当該対象者の障がいの内容や生活状況等を示す情報につき、要件) に該当すると認められるので非公開とすることが妥当であるが、それらを除いた部分は公開とすることが妥当である。

(4) 異議申立人の主張及び条例第7条第1号ただし書該当性

異議申立人は、本件試行事業を障がい者の立場から検証するため、本件事業の結果は、対象者の障がいに係る情報を含めて障がい者にとっては知ることが予定されている情報であるとし、また、障がい者の生活に重要な影響を及ぼす情報であるから公にすることが必要であるとして、条例第7条第1号ただし書ア又はイのいずれか、あるいはその双方に該当する旨を主張していると解せられる。

しかしながら、上記(1)から(3)までにおいて非公開が妥当であると判断した情報は、慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても公にすることが必要であるとも認められないことから、条例第7条第1号ただし書ア及びイのいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、異議申立人の主張は、採用できない。また、異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なおいえば、本件情報が、条例第7条第1号ただし書ウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、条例第7条第1号柱書きに該当すると判断した部分は、同号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

3 条例第7条第5号才該当性

条例第7条第1号に該当すると判断した部分については、同条第5号才について判断するまでもないので、それら以外の部分について、条例第7条第5号才該当性を検討する。

諮問庁は、本件対象文書をその取得目的を超えて公にした場合には、非公開を前提に本件試行事業に協力を得た対象者やその家族又は障がい者全体との信頼関係を損ねるとしている。

しかし、諮問庁が、対象者やその家族に対して調査の協力に際して提示した「「障害程度区分認定試行事業に関する面接調査」実施に係るご協力のお願について」と題す

る文書中、「7 研究結果の使われ方」において、「事例報告等を作成する場合も、個人が特定されない形をとらせて頂きます。」と記載されていることからすると、本件試行事業の結果について、特定の個人が識別される部分を除いた状態であっても、これを公にした場合には対象者やその家族又は障がい者全体との信頼関係を損ねるとまでは認められない。

したがって、条例第7条第1号に該当すると判断した部分を除いた部分は、条例第7条第5号才に該当するとは認められない。

4 結 論

以上、2及び3より第1のとおり結論する。

第5 審査経過

下表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成18年3月24日	諮問書及び諮問庁の非公開理由説明書を受理
平成18年4月10日	異議申立人に諮問庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成18年5月18日 (第16回審査会)	事案の概要説明 諮問庁から事情聴取
平成18年6月13日 (第18回審査会)	審 議
平成18年7月19日 (第20回審査会)	審 議
平成18年8月10日 (第21回審査会)	審 議
平成18年9月1日 (第23回審査会)	審 議
平成18年10月13日 (第25回審査会)	審 議
平成18年10月30日	答 申